

市民憲章 わたくしち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。2.あたたかい心でまじわりましょう。3.みどりのまちをつくりましょう。4.文化財をたいせつにしましょう。5.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

“お母さん、お忘れなく!”

49年度予防接種・検診のご案内です



4月から来年3月までの予防接種、検診の年間予定が決まりました。くわしい日程、会場などはそのつど「市政だより」でお知らせしますのでご注意ください。(各予防接種の間隔が守られておればどの会場でも受けることができます)

なお、接種事故や副作用を防ぐため、接種を受ける前にもう一度次のことをごらを確認してください。



●問診票の記入はお済みですか

接種を受ける前に、問診票(予防接種手帳内にあります)に当日の体温など必要なことがらを正確に記入し、母子手帳、印かんとともにご持参ください。

●間隔規定が守られていますか

予防接種を受ける場合、ワクチンの種類によって、接種から接種まで次のとおり間隔をあければなりません。この期間内は接種を受けることができませんのでご注意ください。(常に同一会

場で接種を受ける場合は間隔規定にふれないよう日程がくまれています)

生ワクチン→生ワクチン……1カ月
生ワクチン→不活化ワクチン…1カ月
不活化ワクチン→生ワクチン…2週間
不活化ワクチン→不活化ワクチン…2週間(同種の場合は1週間)

※生ワクチン=BCG、ポリオ、種痘、はしか

不活化ワクチン=インフルエンザ、日本脳炎、3種混合、ジフテリア

●からだの調子はいいですか

次のような人は接種を受けることができません。

- ☆種痘=皮ふ病にかかっている人または同居家族に皮ふ病、はしか、水痘にかかっている人がいるとき
- ☆ポリオ(生ワク)=下痢をしている人
- ☆インフルエンザ=たまごを食べると皮ふに発しんがでたり、下痢をする人

▷予防接種手帳

赤ちゃんが生まれて出生届けを出した方は、必ず予防接種手帳の交付を受けてください。この手帳には赤ちゃんが予防接種を受けるときの問診票がつづられており、接種後の注意などもくわしく書かれています。手帳は衛生課または各出張所でおわたします。

▷接種についてのお問い合わせは衛生課保健係(電

91-3881 内線360)まで。

予防接種および検診予定表

月	種類	対象者	受診の方法
4	第1期種痘(ほうそう)	生後6カ月～24カ月	接種後1週間目に判定があります。
5	上半期ポリオ(生ワクチン)	生後3カ月～36カ月	生後3カ月～36カ月の間に2回服用 初回服用後2回目までの間隔は6週間以上
6 7	日本脳炎	生後6カ月以上の市民	初回は1～2週間の間隔で2回 2回接種後1年目に1回の追加接種 その後は2年に1回接種
8	住民検診	15歳以上の市民	胸部X線撮影(15歳～64歳) 血圧検査(40歳～64歳) 検尿検査(40歳～64歳)
9 10	第2、3期種痘	50年度入学予定者 (小学校入学) (中学校進学)	第1期完了者のみ1回接種 接種後4、5日目に判定
10	下半期ポリオ(生ワクチン)	生後3カ月～36カ月	生後3カ月～36カ月の間に2回服用 初回服用後2回目までの間隔は6週間以上
1	3種混合(ジフテリア) 百日咳 破傷風	第1期 生後3カ月～36カ月	第1期は3～8週間の間隔で3回 第2期は一期完了の月日から10カ月～24カ月の期間内で1回接種する。 第3期は小学校入学予定者に1回 第4期は中学校進学予定者に1回
2		第2期 第1期終了後 10カ月～24カ月	
3		第3、4期 ジフテリア 50年度入学予定者 (小学校入学) (中学校進学)	
49年5月 50年3月	ツベルクリン BCG	生後3カ月～3歳までの乳幼児	ツベルクリンは3カ月～3歳までの間に1回受ける。(毎月第3月曜日八尾保健所で実施) BCG(毎月第3水曜日八尾保健所で)
49年4月 50年3月	胃の集団検診	30歳以上の市民	毎月第2・3・4火曜日に実施 申し込み書による予約受付制をとっています。

切りとってみやすいところにおはりください。

やお市政だより

第502号

2

昭和49年4月5日

市の行事

4/11 (木)	家児 法律 更生 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30-21.00 / ☆種痘の接種(乳幼児) 14.00-15.30 安中幼、大正幼 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00、13.00-15.00 久宝寺口桜橋児童公園、志紀児童遊園地
12 (金)	教育 家児 身障	☆種痘の接種(乳幼児) 14.00-15.30 志紀幼、曙川小 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00、13.00-15.00 久宝寺中、山本球場 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児の健康診査(昭和45年10月生まれの男児) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所
13 (土)	青少	
14 (日)		☆文化講座生募集 10.00- 労働会館分館(植松町)
15 (月)	教育 心配 家児	☆近畿交通安全デー ☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 北山本小、中高安小 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00、13.00-15.00 八尾中
16 (火)	交通 青少	☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 南山本小、安中解放会館 ☆狂犬病の予防注射 10.00-12.00 婦人会館前の公園 13.00-15.00 八尾市役所 10.00-12.00、13.00-15.00 山本小 ☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター
17 (水)	人権 家児 教育	☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 山本小 ☆種痘の接種(乳幼児) 14.00-15.30 八尾小 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所
18 (木)	家児 法律 青少 職業 行政	☆発明の日 ☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 安中幼、大正幼 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30-21.00 /
19 (金)	家児 教育 身障	☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 志紀幼、曙川小 ☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所
20 (土)	青少	
21 (日)	結婚	
22 (月)	教育 家児 心配 法律	☆肢体不自由児相談 13.00-14.00 八尾保健所 ☆ツベルクリン接種 14.00-15.30 /
23 (火)	交通 青少	☆母と子の体操教室 13.30-15.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.15-12.00、13.00-17.00 八尾保健所
24 (水)	結婚 家児 教育	☆種痘の判定(乳幼児) 14.00-15.30 八尾小 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所
25 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30-21.00 /

☆みなさんの近くで起こった善意、善行、伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

《人の動き》

(49年2月末現在)

総数 243,213 (+376)
男 122,029 (+133)
女 121,184 (+243)
世帯数 74,071 (+45)
()内は前月からの増減です。

《サッカースクールを開いています》

市民憲章推進協議会では市体育連盟、市サッカー協会の協力でサッカースクールを開いています。

☆参加対象 小学校4年生以上

☆とき・ところ 4月7日・14日・21日=美園小で、4月29日=八尾中、5月12日・19日・26日=中高安小で、6月2日=高安中

時間は、いずれも午前10時-12時

☆参加料 無料

☆申し込み 参加希望者は教育センター(清水町1丁目)内体育振興課体育係へ申し込んでください(申し込み用紙は同係にあります)。申し込みには保護者の承諾書が必要ですので認印をご持参ください。

《水道の開閉せんの申し込みはお早めに》

水道の開閉せんの申し込みは次の要領でできるだけお早めに。

☆必要なもの 開せん=水せん番号、印鑑 閉せん=領収書またはお知らせ票

☆申し込み 開せん=水道局窓口 閉せん=水道局窓口か電話で
なお、4月1日から次のとおり電話番号が変わりました。

▷執務時間内(月-金曜午前9時-午後5時、土曜日の正午まで)=22-1661(代)

▷執務時間外(休日、月-金曜の午後5時以降、土曜の正午以降)=91-7836 91-9343

《身障》=身体障害者相談

《心配》=心配ごと相談

《結婚》=結婚相談

いずれも 13時-16時

社会福祉会館で

《家児》=家庭児童相談

10時-16時

社会福祉会館で

《青少》=青少年愛護相談

9時-17時

教育センターで

《交通》=交通相談

《法律》=法律相談(当日予約制)

《行政》=行政相談

いずれも 13時-16時

市民相談室で

《教育》=教育相談

9時- 教育相談室で

《職業》=高齢者職業相談

10時-15時

社会福祉会館で

《更生》=更生保護相談

10時-16時

社会福祉会館で

《人権》=人権擁護相談

14時-16時

人権擁護委員会室で

《春の植木市が行われています》

市民憲章「みどりのまちをつくりましょう」に協力して、八尾市緑化協会では、市民憲章推進協議会の後援で春の植木市を開いています。季節物の各種植木を低廉で扱っています。

☆期間 4月30日(火)まで

☆ところ 久宝寺緑地

《市民サイクリング大会》

八尾市体育連盟主催の市民サイクリング大会を4月21日(日)に行います(雨天のときは次の日曜日)。

☆集合 午前8時 教育センター前

☆資格 小学校4年生以上。ただし、18歳未満の人は保護者の承諾書が必要です。

☆行き先 河内長野(約50km)

☆持ち物 帽子、水筒、タオル、チリ紙、手袋、昼食

☆申し込み 4月15日までに教育センター(清水町1丁目)内体育振興課体育係へ(電23-5101)

《入選標語が決まりました》

八尾市市民憲章推進協議会では「親切」「あたたかい心」をテーマにした標語を募集していましたが、このほど入選作が決まりました。応募総数は195句(162名)で入選作は次のとおりです(敬称略)

【1席】「広げよう あたたかい心と心の触れ合いを」府立八尾東高校1年 鶴飼一徳

【2席】「親切の輪を広げよう ぼくとときみ」黒谷839 西村幸子

「親切は明るい社会の第一歩」南高安中学校1年 後藤美子

《婦人会館でギター教室》

市立婦人会館では、5月11日から毎週土曜(午後2時から)と、火曜(午後6時から)に一般市民と小・中学生を対象にギター教室を開きます。

申し込み、くわしいことは、市立婦人会館(電22-6185)または宮崎宅(電91-6013)へ。

《着もの着つけ教室》

婦人会館では、5月から4カ月間、毎週1回、着もの着つけ教室を開きます。

☆申し込み締め切り 4月20日まで

くわしいことは、市立婦人会館(電22-6185)まで。

《近大の無料法律相談》

近畿大学法律相談部では次のとおり無料法律相談を開きます。

☆とき 4月14日(日)午前11時-午後3時まで

☆ところ 用和小学校公民館

やお市政だより

第502号

3

昭和49年4月5日

お知らせ

文化講座のこと

■第9期文化講座を開きます

電23-4115

労働会館分館(植松町5丁目)では、5月から第9期文化講座を開きます。

☆期間 49年5月～翌年3月

☆会場 市立労働会館分館(近鉄バス植松下車すぐ)

☆受講資格 15歳以上の市民、または市内在勤者

☆申し込み 4月14日(日)午前10時から労働会館分館で、先着順に受け付けます。定員になりしだい締め切りますので、ご注意ください。なお、申し込みには必ず印鑑を持参してください。

☆受講料 無料(ただし、材料費などの実費は各自負担)

☆募集講座

花道講座 未生流一般(土曜午前10時～12時) 勤労者(木曜午後6時～8時)、池坊一般(水曜午前10時～12時) 勤労者(火曜午後6時～8時) 各クラスとも40名

茶道講座 表千家一般(火曜午前9時～12時) 勤労者(火曜午後6時～9時)、裏千家一般(金曜午前9時～12時) 勤労者(金曜午後6時～9時) 各クラスとも30名

手芸教室 一般(木曜午前10時～12時) 勤労者(金曜午後6時～8時) 各クラスとも30名

手編み教室(金曜午前10時～12時) 30名

陶芸教室(水曜午後6時～8時) 30名

絵画教室(土曜午後6時～8時) 30名

文学教室 7月開講予定、20回(木曜午後6時～8時) 100名

労働講座 不定期開講

(注)花道、茶道、手芸、手編みは毎月第1、2、3週の各曜日(月3回)に行います。

料理講座のこと

■料理講座生を募集します

電99-3167

労働会館(山本町1丁目)では、楽しい料理づくりをしながら、実用向きで栄養価の高い料理の作り方を覚えていただく「第13期料理講座」を開きます。

☆講座期間 5月～翌年3月まで、月2回計20回(8月は休講)

☆受講資格 勤労婦人、一般婦人(市内に住んでいる人、または働いている人)

勤労婦人は、申し込み用紙に事業主または労組の証明をもらってください。一般婦人は健康保険証・住民票・運転免許書など市内に居住していることを証明できるものを提示してください(ただし、申し込み書郵送の場合は住民票を添えてください)。

☆受講料 材料費2カ月分(2,000円)を前納。また別に上半期、下半期にテキスト代150円が必要です。

☆申し込み 4月10日(水)まで労働会館へ申し込んでください(月曜日は休み)。申し込み用紙は同会館で交付しています。郵送の場合は、八尾市山本町1丁目8の11 市立労働会館へ返信用切手20円を添えて申し込んでください。

簿記講座のこと

■初級簿記講座を開きます

電91-3881 内線323

八尾市と八尾商工会議所では、次のとおりに初級簿記講座を開きます。

☆期間 4月15日～6月7日の月、水、金曜日(午後6時～8時) 計20回 60時間

☆ところ 八尾商工会議所

☆受講料 3,000円

☆対象 市内在住勤者

☆申し込み 定員40名になりしだい締め切ります。市産業課または八尾商工会議所へ申し込んでください。

写真のこと

■交通安全写真コンクール入賞、

入選者が決まりました

電91-3881 内線329

春の交通安全運動の一環として八尾市、八尾交通安全自動車協会、八尾警察署は交通安全写真コンクールの応募作品を募集していましたが、このほど審査が行われ、入賞、入選者が次のとおり決まりました。(敬称略)

【推選】福万寺町南3丁目 安川一郎

【特選】萱振町3丁目 犬伏弘 東本町1丁目 才脇信吾

【準特選】陽光園2丁目 川端健二 安中町1丁目 茅原恭造 福万寺町3丁目 向井康

【入選】長池町1丁目 石川勝義ほか4名
なお、入賞、入選作品は春の交通安全運動期間中は市役所玄関に、11日には商工会議所(免許更新講習会場)に展示します。

接種のこと

■乳幼児の第1期種痘を行って

います

電91-3881 内線360

乳幼児の種痘を次のとおり行っています。

☆該当者 生後6カ月～24カ月の乳幼児

☆日程

接種日	判定	実施会場
4月8日	15日	北山本小、中高安小
9日	16日	南山本小、安中解放会館
10日	17日	山本小
11日	18日	安中幼、大正幼
12日	19日	志紀幼、曙川小
17日	24日	八尾小

時間は、いずれも午後2時～3時30分までです。なお、予防接種手帳に記載してある禁忌事項に該当している人は受けられません。

当日は、母子手帳、予防接種手帳、印鑑、筆記用具、スリッパを持参すること。

★注意すること

☆当日、昼の体温を必ずはかってくる
☆問診票は、よく読んで正しく記入する
☆当日会場で問診を受けるときは、予防接種手帳から問診票のみを切り取り母子手帳の種痘のページを開いて提出してください。

奨学生のこと

■49年度八尾市奨学生を募集し

ます

電91-3881 内線474

市では、高等学校・高等専門学校(定時制を含む)に在学していて、学資の支弁に困難な方にその負担を軽減するため奨学金を給付しています。

今年度も次のとおりに募集しますので、希望される方は期間内に申し込んでください。

☆募集期間 4月10日(水)～5月1日(水)

☆募集人員 66名

☆申し込み 在学する高等学校へ

☆給付額 年額24,000円(返還の必要なし)
くわしいことは、八尾市教育委員会保健福祉課奨学係までお問い合わせください。

集団検診のこと

■胃の集団検診の受付を行って

います

電91-3881 内線360

市では、大阪府と協力して、胃ガンの早期発見のため、30歳以上の方を対象に八尾保健所で胃の集団検診を行っています。

この5月末までに実施する分を現在受け付けていますので、この期間をおおいにご利用ください(定員300名になりしだい締め切ります)。

☆申し込み 市衛生課、市内各出張所に備えつけの用紙に必要なことがらを記入して、衛生課へ申し込んでください(料金1人400円)。

福祉金のこと

■心身障害者(児)福祉金の申

請を受け付けます

電91-3881 内線279

市では、心身障害者(児)の福祉金給付の申請を次のとおり受け付けます。

☆該当者 昭和49年4月1日現在、市内に住んでいて住民基本台帳に記載されている人および福祉事務所長または、児童相談所長の措置を受けて他市の施設に収容されている人で次のどちらかに該当する人

①精神薄弱者更生相談所などの判定を受け福祉事務所に登録されている人で知能指数が50以下の人

②身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級から6級までの人

☆必要なもの 申請書(社会課にあります) 福祉事務所長の知能指数証明書(①の該当者のみ)、身体障害者手帳、印鑑

☆申請受付 4月10日(水)～30日(火)まで社会福祉会館内社会課で。

なお、身体障害者福祉会を通して申請された方は、申請する必要はありません。

交通のこと

■春の交通安全運動が始まりま

す

電91-3881 内線329

4月6日(土)～15日(日)まで春の交通安全運動が行われます。期間中、歩行者事故、特に幼児と小学校児童の事故および自転車事故を防止するため、道路環境の総点検と安全対策の推進、自転車安全利用対策の推進、交通安全教育の充実を重点に実施します。

八尾市内でも、次のような交通安全指導が行われます。

☆歩行者、通学(園)児童生徒の街頭指導 11日、15日の通勤通学時(午前7時30分～8時30分)に市内16カ所主要交差点で、婦人会「交通事故をなくす運動」推進本部員が出て歩行者の交通マナーの指導を行います。

☆車両点検 10日の午後2時～4時に久宝寺緑地駐車場で行われる点検(CO、排ガスを含む)を行います。

このほか、自転車の安全な乗りかたの指導や不法駐車取り締まりなど交通違反の取り締まりが強化され、横断幕、のぼりなどのPR活動も行われます。歩行者、運転者のみなさんは常に交通マナーやルールを守り、交通事故を起こさないよう心がけましょう。

固定資産税のこと

■固定資産税課税台帳の縦覧を

行います

電91-3881 内線256

固定資産税課税台帳を4月11日から縦覧していただきますので、固定資産(土地・家屋償却資産)の所有者、納税管理人、その家族など関係者は、ご覧におこしください。

☆縦覧期間 4月11日～30日 平日は、午前9時～午後5時 土曜日は午前9時～正午

☆縦覧場所 土地家屋課税台帳の縦覧は、市役所内市民ホール1階で、償却資産課税台帳の縦覧は税務課で行います。

・お願い 縦覧にお越しになられる方は、前年度の納税通知書(領収書)を持参されるようお願いします。

募集のこと

■大阪府警察官を募集します

電(06)943-1234 内線2174

府警では、49年度大阪府警察官を募集します。資格、申し込みは次のとおり。

☆資格 49年4月1日現在で18歳～28歳未満の男子(ただし、身長160cm以上で色盲、色弱でないこと、高卒以上の学力を有すること)

☆選考日・場所 5月26日・27日 大阪府警察学校現任教養部(大阪市城東区古市北通1の15、京阪電車関目駅下車東へ徒歩約5分)

☆申し込み 4月13日～5月18日にもよりの警察署に申し込んでください。

☆給与 大卒 約74,000円 高卒 約62,500～67,600円 賞与 年間4.8カ月分



やお市政だより

第502号

4

昭和49年4月5日

市の話題

●緑のまちを、と市内 一円に桜の苗木を植樹



緑のまちづくり運動の一環として八尾市市民憲章推進協議会はこのほど市内各地区に800本の桜の苗木を配布、3月20日、市連合青年会の会員約400名の手で長瀬川や玉串川の川沿い、神社、公園など市内一円に植えられました。

志紀地区では青年会の会員15名が手に手にスコップやバケツを持って植樹に参加、弓削公園、国鉄志紀駅周辺などに90本の苗木を植えました。

青年たちは苗木が非常に細いので、つばみをつけた枝を折らないよう、まるで恋人のようにていねいに取り扱いっていました。

●公民館講座の申し込み受 付に主婦たちが殺到



市教委主催の49年度公民館講座の申し込み受付が3月26日午前10時から教育センターで行われましたが、受講しようと早朝から約2,200名もの主婦たちがつめかけ、狭い門へ挑戦しました。

公民館講座は昭和25年に3講座でスタートしましたが、年々講座数が増え、今年は28講座、定員1,140名。1年間で基本がマスターでき、受講料が無料とあって主婦たちに非常に人気があります。

午前10時の受付時ですでに23講座が定員オーバーし、公開で抽選しましたが、主婦たちは折るような表情でクジを引いていました。

●桂児童館で第4回製作展 を開催

3月17日から19日の3日間、桂児童館で第4回製作展が開催されました。

これは絵画、書道、そろばん、学習会など児童館活動の1年間の成果を見てもらおうと催されたものです。

会場には書道30点、絵画25点、ねんど細工20点、とらや日常生活風景の共同作品6点、昨年の行事の写真などが展示されました。

初日の17日も多くの父兄や子供たちがつめかけ、作品を観覧していました。



●教育センターで「老人 クラブの集い」を開催

市と市老人クラブ連合会主催の「八尾市老人クラブの集い」が、3月22日午後1時から教育センターで開催されました。

この集いには市内163の老人クラブの代表1,300名が出席、式典と演芸の2部に分けて進行されました。

2部ではこのほど結成された八老劇団による演芸などが催されました。結成後間もないため本格的な劇は実演されませんでした。めんない千鳥、九段の母、船頭小唄などのリバイバルソングが会場をわかせました。



しあわせを築く道 部落解放をめざして ①

昨年度は「部落解放と私たち」ということで、部落解放と私たち市民のくらしとが、どのように関連しているかを考えてきました。今年度は「部落解放をめざして」ということで、被差別部落が具体的にどのように変わり、部落解放がすすんでいるかをとらえ、部落解放運動の意義を考えてみたいと思います。

■健康を破壊する部落差別の実態

過去において、差別によって、被差別部落がどのような悲惨な状況に追いやられてきたかを「西郡部落解放運動史」から考えてみたいと思います。

明治19年(1886年)、コレラが大坂府で多発しましたが、人口1000に対する死亡率は大坂府9.1、若江郡(西郡村含む)6.8に対して、西郡村は実に53.3で、それぞれの約6倍、9倍の高率を示しているのです。

コレラ以外に流感や天然痘の流行病が発生すると、西郡ではただちにまん延し、死亡者の数が著しく増加したのでした。

これは、長年の差別行政の結果、保健衛生環境が悪いまま放置されてきたためだと考えられます。

例えば、昭和34年(1959年)の調査では、西郡の34カ所の共同井戸は、厚生省の検査標準に照らすと全部飲用不適だということが明らかになりました。

これらの井戸を、西郡の住民の実に12%の人々が使っていたのです。

また、便槽の周囲の蓋がこわれ、少しの雨

で水びたしになるような共同便所が西郡には57カ所もあり、住民の約50%が使用していたのです。

30世帯で1つの共同便所を使用するというようなひどい状況でした。

さらに、排水道についても、戦前の人口2,000人ぐらいの時に設置されたままになってお

り、人口が約2.5倍になっている当時では、全く用を足さず、汚水は流れず悪臭を放っていました。

住宅についても、耐用年数をとっくに過ぎて、雨漏りをどうにか防いで1日の疲れを休めている家々や、3-4畳のところ4人も5人も寝ている家々が不規則に建ち並んでいる状況でした。

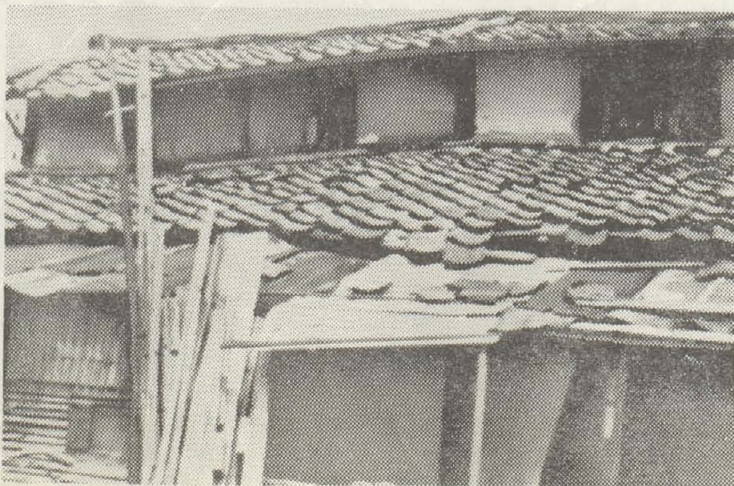
こういふように、明治4年(1871年)太政官布告が出され制度上は平等となり、また戦後、日本国憲法によって基本的人権が保障されたにもかかわらず、人間らしい生活をできないようにされていたわけです。

水道も十分に敷設されず、排水道も放置され、西郡は八尾市の中で特に悪環境に追いやられてきました。

そしてこのことが、西郡住民の健康を破壊し、命を縮めてきたわけです。

これに対し地区住民は、水平社結成以来、差別撤廃に立ち上がり、環境改善を行政に要求していきました。

憲法に保障された人間らしく生きていける権利の実現を要求する運動が、拡がったのです。



差別による不良住宅